

J R 東海労働関西地「申」第 26 号
2021年2月8日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 畑田 整吾 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

鳥飼基地各車両所の一時帰休に関する緊急申し入れ

会社は、1月25日に鳥飼基地各車両所の2月分の勤務指定を明らかにした。

しかし、一時帰休の指定について各車両所ごとに取り扱いが異なっている為、不明な点が多くある。また、新型コロナウイルス感染が広がる中において、現場で働く社員・組合員から不安の声が増大している。

よって、下記の通り申し入れるので早急に団体交渉を開催すること。

記

1. 1月25日の勤務発表時、大阪台車検査車両所の2月の休業日指定及び、どの社員が休業になるのか勤務指定が行われていない。これは就業規則第55条違反であると考えますが会社の見解を明らかにすること。
2. 大阪交番検査車両所で休業指定されている2月2日と2月19日には、3分の1程度の社員にしか休業を指定していない。新型コロナウイルス感染防止の観点から多くの社員を休業指定するべきだと考えるが会社の見解を明らかにすること。
3. 会社掲示に大阪仕業検査車両所及び大阪修繕車両所は、基本的には一時帰休を指定せずに必要に応じて在宅勤務を指定していく予定と書かれている。しかし、2月の勤務指定表に在宅勤務が指定されていない。現場社員には在宅勤務を指定しないのか明らかにすること。また、在宅勤務を指定した場合は、どのような作業を行わせるのか明らかにすること。
4. 昨年の緊急事態宣言の期間において、大阪修繕車両所では企画科の社員が在宅勤務を指定されていたが、今回も企画科の社員に在宅勤務を指定するのか明らかにすること。
5. 会社掲示に休業開始時刻前に休業を解除し、新たな勤務を命じることがあると書かれているが、休業当日の開始時刻までは何になるのか明らかにすること。

以上